

## 令和5年度危険物取扱者保安講習（いすみ会場）のご案内

消防法第13条の23に定める危険物取扱者保安講習が（一社）千葉県危険物安全協会連合会により、次のとおり実施されます。

### 講習日時

令和5年10月6日（金）

一般 9時40分～12時40分（受付 9時20分～9時40分）

給取 13時30分～16時30分（受付13時10分～13時30分）

### 講習会場

いすみ市岬ふれあい会館（いすみ市岬町東中滝720-1）

### 講習料

4,700円（千葉県収入証紙）

※ 千葉県収入証紙は、各市町会計課、交通安全協会、保健所、地域振興事務所等で販売しています。

### 申請期間

令和5年8月21日（月）～令和5年8月25日（金）

### 受付場所

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（窓口申請のみ）

（一社）千葉県危険物安全協会連合会（窓口申請・郵送申請）

※ 申請書裏面に**危険物取扱者免状の写し(表裏)**を必ず貼付してください。  
申請書は、消防本部及び各消防署・分署にあります。

### 問合せ先

（一社）千葉県危険物安全協会連合会

電話043-266-7930

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 予防課予防係

電話0470-80-0132

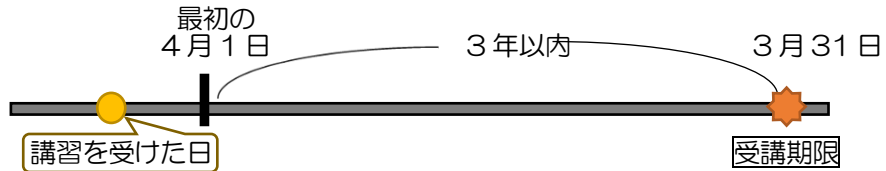
千葉県内各地で開催される対面講習とオンライン講習の日程等については、[（一社）千葉県危険物安全協会連合会ホームページ](#)にてご確認ください。

## 危険物取扱者保安講習の受講期限



保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

継続して  
危険物取扱  
作業に  
従事して  
いる者

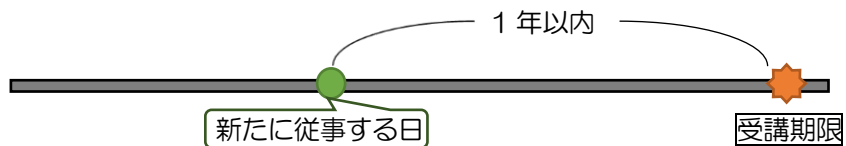


(例) 受講した日 令和2年(2020年)10月4日  
最初の4月1日 令和3年(2021年)4月1日  
受講期限 令和6年(2024年)3月31日



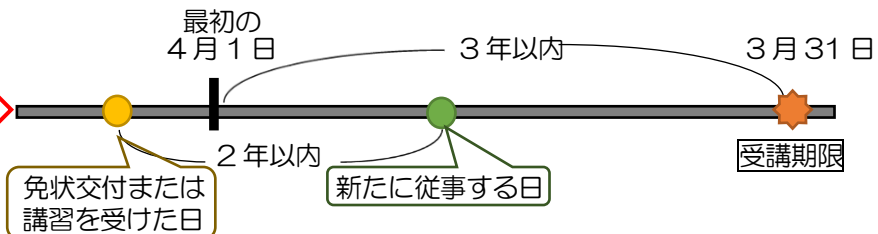
危険物の取扱作業に従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。  
ただし、従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

新たに危  
険物取扱  
作業に従  
事する者



(例) 新たに従事する日 令和4年(2022年)10月1日  
受講期限 令和5年(2023年)9月30日

従事する  
前2年以  
内に免状  
の交付又  
は講習を  
受けてい  
る場合



(例) 新たに従事する日 令和4年(2022年)10月1日  
免状交付日又は受講した日 令和3年(2021年)1月21日  
最初の4月1日 令和3年(2021年)4月1日  
受講期限 令和6年(2024年)3月31日

※ 危険物取扱作業に従事していない者は、法令上、特に受講する義務はありません。